

# 賃 貸 借 契 約 書

鹿児島県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、庶務事務システムの運用監理に係る機器及びソフトウェア等（以下「物品」という。）の賃貸借に関し、次の条項により契約を締結する。

## （契約の目的）

第1条 乙は、甲に対し、この契約の条項に従って、物品の賃貸借及び保守を行うことを約し、甲は、これに対し、この契約に記載された賃借料を乙へ支払うことを約定するものとする。

## （契約の内容）

第2条 この契約の内容は次のとおりとする。

(1) 借入れをする物品等の名称及び数量

別紙「庶務事務システムの運用監理に係る機器及びソフトウェア等の賃貸借要求仕様書」のとおり。

(2) 賃借料 一金 円也

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 一金 円也）

(3) 契約期間 令和9年3月1日から令和14年2月29日

(4) 主たる使用場所 鹿児島県行政庁舎4階総務事務センター

(5) 契約保証金

## （賃借料の支払）

第3条 乙は、賃借料の月割 円を契約期間内の各月の翌月以降に、甲に対し書面により請求するものとする。

2 甲は、月ごとの検査終了後、適法な支払請求書を受理して、その日から30日以内に乙に支払うものとする。

3 この契約が月の途中で解除された場合におけるその月の賃借料の額は、次の算式により得た額とする。ただし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

$$\text{第1項の月割額} \times \frac{\text{契約が解除されるまでのその月の日数}}{\text{その月の日数}}$$

## （支払遅延に対する遅延利息）

第4条 甲がその責めに帰すべき理由により第6条に規定する期間内に売買代金の全部又は一部を支払わない場合は、甲は、乙に対して遅延利息を支払うものとする。

2 前項の遅延利息の額は、支払期限の翌日から支払を完了する日までの日数に応じ、未支払売買代金の額に対して年3.0パーセントの割合で計算した額（その額が100円未満であるときはその額を、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。）とする。

(権利義務の譲渡等)

第5条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、委託し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得たとき、又は中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4第1項に規定する流動資産担保保険に係る債権の譲渡を行うときはこの限りでない。

(物品の変更)

第6条 甲は、物品の一部を変更し、返還し、追加し、又は物品を取り替える必要が生じた場合は、あらかじめ文書をもって乙に通知するものとする。

(物品の保守)

第7条 乙は、物品の更新が必要となった場合及び不具合等が発生した場合は速やかに必要な補修等を行うこと。

- 2 物品の更新、補修等及び作業に伴う交通費等保守に係るすべての経費は、乙の負担とする。ただし、甲の責めに帰すべき理由によりその必要が生じた場合は、この限りではない。
- 3 その他詳細な保守内容については、甲乙協議するものとする。

(使用場所の変更)

第8条 甲は、借り受けた物品の使用場所を変更する場合には、これに要する費用は甲が負担するものとする。

(善管義務)

第9条 甲は、物品を善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

(契約の解除)

第10条 甲は、契約を締結した日の属する年度の翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除することができる。

- 2 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、書面により乙に通知して、この契約を解除することができる。
  - (1) 正当な理由なくしてこの契約の条項に違反したとき。
  - (2) 別紙「庶務事務システムの運用監理に係る機器及びソフトウェア等の賃貸借要求仕様書」に指定する期日までに良品を納入しないとき。
  - (3) 前2号のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
  - (4) 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
    - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）であると認められるとき。

イ 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員、支配人、営業所等（営業所、事務所その他これらに準ずるものをいう。以下この号において同じ。）を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者若しくは経営を実質的に支配している者（以下この号において「法人役員等」という。）、法人格を有しない団体にあつては代表者、理事その他法人役員等と同等の責任を有する者又は個人にあつてはその者、営業所等を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず個人の経営を行う役職にある者若しくは経営を実質的に支配している者をいう。以下この号において同じ。）が、鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

ウ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与していると認められるとき。

エ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用してしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用してしていると認められるとき。

ク 再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからキまでのいずれかに該当することを知りながら該当者と契約を締結したと認められるとき。

ケ 乙が、アからキまでのいずれかに該当する者を再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（クに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して該当契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

3 前項の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙は、売買代金の額の100分の10に相当する額を違約金として、甲の指定する日時までに、支払うものとする。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

4 第1項の規定により甲がこの契約を解除した場合において、甲が既に受領した部分があるときは、これを甲の所有とすることができる。この場合において、甲は、当該部分に相当する売買代金の額を乙に支払うものとする。

#### （損害賠償）

第11条 甲の故意又は重大な過失により物品等に損害が生じた場合、乙は甲に対し損害賠償を請求することができるものとする。この場合において、乙は当該損害に係る保険金を受領しているとき、又は受領できる見込みがあるときは、当該保険金受領額又は受領見込額については、甲に請求しないものとする。

#### （立入権及び秘密の保持）

第12条 乙は、その関係者を物品等の納入のために物品等の設置場所に立ち入らせることができる。

この場合は、あらかじめ甲の承諾を得るものとする。

- 2 乙は、前項の立ち入りによって得た甲の秘密を外部に漏らしたり、又は他の目的に利用してはならない。
- 3 乙は、業務上知り得た秘密が個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。）であるときは、別記1「個人情報取扱特記事項」に従い、その取扱いを適正に行わなければならない。

（無償譲渡）

- 第13条 乙は、甲が第2条（3）に定める契約期間まで本契約を継続し、かつ、本契約に基づく乙に対する債務を全て履行したときは、物品等の所有権を無償で甲に譲渡するものとする。
- 2 前項の譲渡にかかる物品等の引渡しは、物品等の設置場所において現状有姿のまま行われるものとする。

（情報セキュリティ対策）

- 第14条 乙は、業務を処理するため甲の情報資産を取扱う場合は、別記2「情報セキュリティ対策特記事項」に従い、その取扱いを適正に行わなければならない。

（費用の負担）

- 第15条 この契約の締結に要する費用及び物品等の設置に要する費用は、乙の負担とする。

（契約に関する紛争等の解決）

- 第16条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関する紛争については、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保持する。

令和 年 月 日

甲 鹿児島県

契約担当者 鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県知事 塩田 康一 印

乙 住 所

氏 名 印

## 個人情報取扱特記事項

## (基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

## (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この業務に従事している者（以下「従事者」という。）に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するとともに、業務を処理するために取り扱う個人情報の安全管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

## (保有の制限等)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を保有するときは、その業務の目的を明確にするとともに、業務の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するために本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、業務の目的を明示しなければならない。

## (適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

## (利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

## (持ち出しの禁止)

第6 乙は、甲の指示があるときを除き、乙がこの契約による業務に係る個人情報を取り扱っている事業所その他の場所から個人情報を持ち出してはならない。

## (複写、複製の禁止)

第7 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

## (再委託の禁止)

第8 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者（受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。なお、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

2 乙は、正当な理由により前項の承認を得た場合は、前項の第三者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、前項の第三者の全ての行為及びその結

果について責任を負うものとする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第9 乙は、この契約による業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(資料等の返還等)

第10 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(報告義務)

第11 乙は、甲から求めがあったときは、この契約の遵守状況について甲に対して報告しなければならない。

(事故報告)

第12 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(監査及び実地調査)

第13 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の管理の状況について、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙に対して、監査又は随時、実地に調査することができる。

(指示)

第14 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができ、乙はこれに従わなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲に対して、その損害の賠償を求めることはできない。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第16 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の事態が発生した場合において、その責めに帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

## 情報セキュリティ対策特記事項

## (基本的事項)

第1 乙は、甲の定める情報セキュリティポリシー {及び情報セキュリティ実施手順} に基づき、本情報セキュリティ対策特記事項 (以下「特記事項」という。) を遵守しなければならない。

## (責任体制の整備)

第2 乙は、情報資産 (複製されたものを含む。以下同じ。) の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

## (作業責任者等の届出)

第3 乙は、情報資産の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、情報資産の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を変更する場合の手續を定めなければならない。

3 乙は、作業責任者を変更する場合は、事前に書面により甲に申請し、その承認を得なければならない。

4 乙は、作業従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

5 作業責任者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

6 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

## (作業場所の特定)

第4 乙は、情報資産を取り扱う場所 (以下「作業場所」という。) を定め、業務の着手前に書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業場所を変更する場合は、事前に書面により甲に申請し、その承認を得なければならない。

3 乙は、甲の事務所内に作業場所を設置する場合は、作業責任者及び作業従事者に対して、乙が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名が分かるようにしなければならない。

## (教育の実施)

第5 乙は、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における作業従事者が遵守すべき事項その他本契約の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

2 乙は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

## (提供された情報資産の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第6 乙は、本契約において利用する情報資産について、本契約以外の目的で利用してはならない。また、甲に無断で第三者へ提供してはならない。

## (守秘義務)

第7 乙は、本契約の履行により直接又は間接に知り得た情報資産を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

2 乙は、本契約に関わる作業責任者及び作業従事者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

## (再委託)

第8 乙は、本契約を第三者へ委託 (以下「再委託」という。) してはならない。

2 乙は、本契約の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承認を得なければならない。

3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の方法及び方法について具体的に規定しなければならない。

5 乙は、再委託先に対して本契約を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第9 乙は、本契約を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。  
(情報資産の管理)

第10 乙は、本契約において利用する情報資産を保持している間は、次の各号の定めるところにより、情報資産の管理を行わなければならない。

- (1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に情報資産を保管すること。
- (2) 甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、情報資産を定められた場所から持ち出さないこと。
- (3) 情報資産を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- (4) 事前に甲の承認を受けて、業務を行う場所で、かつ業務に必要な最小限の範囲で行う場合を除き、情報資産を複製又は複写しないこと。
- (5) 情報資産を移送する場合、移送時の体制を明確にすること。
- (6) 情報資産を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。
- (7) 情報資産を管理するための台帳を整備し、情報資産の利用者、保管場所その他の情報資産の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。
- (8) 情報資産の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故（以下「情報資産の漏えい等の事故」という。）を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。
- (9) 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、情報資産を扱う作業を行わせないこと。
- (10) 情報資産を利用する作業を行うパソコンに、情報資産の漏えいにつながると考えられる業務に係のないアプリケーションをインストールしないこと。

(受渡し)

第11 乙は、甲乙間の情報資産の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行った上で、甲に情報資産の預り証を提出しなければならない。

(情報資産の返還又は廃棄)

第12 乙は、本契約の終了時に、本契約において利用する情報資産について、甲の指定した方法により、返還又は廃棄を実施しなければならない。

2 乙は、本契約において利用する情報資産を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき情報資産の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により甲に申請し、その承諾を得なければならない。

3 乙は、情報資産の消去又は廃棄に際し甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

4 乙は、本契約において利用する情報資産を廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該情報資産を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

5 乙は、情報資産の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により甲に対して報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第13 乙は、甲から、情報資産の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

2 乙は、情報資産の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。  
(監査及び検査)

第14 甲は、本契約に係る情報資産の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又は本契約の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

第15 乙は、本契約に関し情報資産の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる情報資産の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、情報資産の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 甲は、本契約に関し情報資産の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第16 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、本特記事項に関連する業務の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第17 乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。